

## 須崎市軽自動車賃貸借業務仕様書

1. 件名 須崎市軽自動車賃貸借業務
2. 賃貸借期間 令和7年12月1日から令和10年3月31日まで
3. 納入期限 令和7年12月1日
4. 納入場所 高知県須崎市山手町1番7号

### 5. 賃貸借対象車の数量及び仕様

|            |   |
|------------|---|
| 車両の種類      | 軽自動車（ワンボックスタイプ） ※新車   |
| 数量         | 1台  |
| 排気量        | 660 cc未満（レギュラーガソリンエンジン仕様）   |
| 車体性能       | 4人乗用箱バン、オートマチック型、パワーステアリング、5ドア、ハイルーフ  |
| 車体色        | ホワイト系   |
| 車両装備       | エアコン、エアバック、ラジオ（AM・FM）、フロアマット一式、サイドバイザー一式、その他標準装備一式、キーレスエントリー、パワーウィンドウ（フロントドアのみでも可）              |
| リース費用に含むもの | 納車諸費用、車両登録費用、自動車税環境性能割、自動車重量税、自動車税（リース期間中）、軽自動車税の納付及びこれを証する書類提出に係る費用、自動車損害賠償責任保険料、その他車両管理に必要な費用 |
| その他        | ※任意保険は須崎市負担。<br>※メンテナンス、サービス条件は無し。  |

### 6. リースの形態について

ファイナンスリース方式とし、リース期間内で残価を最小とすること。  
また、リース期間満了後は購入選択権付とすること。

### 7. 月間予定走行距離

1,000 km（1台当たり）

## 8・賃貸借料の支払い

毎月払い（履行後翌月払い）

## 9. 特約事項

この契約は、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約であり、履行期間内における当該契約の給付について、各年度間を継続的に、かつ円滑に履行できるようにするための基本契約の締結である。よって、発注者は、この契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算について減額又は削除があった場合には、本契約を解除することができる。この場合において、受注者は、解除により生じた損害の賠償を発注者に請求することができる。

## 10. その他

入札書に記載する価格は、リース期間内における下記の金額の合計額（消費税抜き）を記載してください。

(1) リース期間におけるリース料

(2) 諸費用〔納車諸費用、車両登録費用、自動車税環境性能割（登録時のみ）、自動車重量税（登録時のみ）、自動車税（リース期間中）、軽自動車税の納付及びこれを証する書類提出に係る費用、自動車損害賠償責任保険料（登録時のみ）、その他車両管理に必要な費用〕

(3) 残価金額は最小限とし、残価がある場合は記載をすること（オープンエンド方式）。なお、残価については車両価格のみを計上すること。